

大阪市立佃保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置主体・運営主体

(設置主体)

名 称	大阪市（こども青少年局幼保施策部保育所運営課）
所 在 地	大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル4階
電 話 番 号	06-6684-9146
代表者氏名	市長 横山 英幸

(運営主体)

名 称	社会福祉法人西淀川福祉会
所 在 地	大阪市西淀川区千舟3丁目9番30号
電 話 番 号	06-6474-6698
代表者氏名	理事長 門谷 充男

※ 大阪市立佃保育所については、大阪市が設置し、社会福祉法人西淀川福祉会に運営を委託しています。

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大阪市立 佃保育所
施 設 の 所 在 地	大阪市西淀川区佃2丁目2番51号
連 絡 先	電話番号：06-6473-9507 F A X：06-6473-9507
施 設 長	所長 永谷 孝代
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 12人 2歳児 18人 3歳児 20人 4歳児 22人 5歳児 22人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 22人 満1歳未満の児童 5人
開 設 年 月 日	昭和45年9月1日
事 業 所 番 号	2710051000323

3 施設の目的・運営方針

佃保育所（以下「当所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1,536 m ²
園舎	構造	鉄筋造・平屋建て
	延べ面積	768 m ²
園庭		地上園庭 273 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	5室	ひよこ組・りす組（0・1歳児クラス）、うさぎ組（2歳児クラス）、しか組（3歳児クラス）、きりん組（4歳児クラス）、ぞう組（5歳児クラス）について各1室
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 障がい児保育

地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

(3) 地域交流活動

保育所の庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

(受付：月～金 午前10時から午後2時)

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭の支援を目的に、地域子育て支援センターにおいて子育て相談や遊びの広場、親子教室、子育て講座、子育て情報の提供などを行います。

(6) 一時預かり事業

在宅家庭の6か月から就学前までの児童を対象に保護者の就労や傷病、入院・育児疲れの解消など、緊急一時的に保育をします。利用にあたっては別途利用料が必要です。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

令和7年1月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
所長	保育所運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
主任保育士	所長を助け、命を受けて保育所運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1人	1人		
保育士	児童の保育等をつかさどる	11人	9人	2人	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	3人	3人	0人	
調理員（上記栄養士を含む）	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	4人	3人	1人	
嘱託医	年に2回以上の内科健診及び相談、年に1回以上の歯科健診及び相談	2人		2人	

当所では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間30分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間30分
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間30分
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間30分
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間30分

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休所となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

保育所において調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時15分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	3人	3人	0人	

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,700円を上限に申請により助成されます。

11 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当所に入所決定され支給認定を受けた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	(公財) 淀川勤労者厚生協会附属 千北診療所
嘱託医氏名	野口 愛
所在地	大阪市西淀川区大和田5丁目5番3号
電話番号	06-6473-1864

(2) 歯科

医療機関の名称	生協 森の宮歯科
嘱託医氏名	池田 善一
所在地	大阪市東成区中道1丁目10番35号
電話番号	06-6975-0841

14 緊急時の対応

入所されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 永谷 孝代	
	・ご利用時間 10時00分 ～17時30分	
第三者委員	遠地 靖志	電話番号 06 - 6474 - 6725
	樋口 和恵	電話番号 06 - 6474 - 6725
	・電話番号 06 - 6473 - 9507	
	・F A X 06 - 6473 - 9507	
担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。		

18 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当所では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
補償額	(医療費) 1つの災害につき5,000円以上のものについて医療費を支給 (死亡見舞金) 補償上限額3,000万円 等

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」をご確認ください。

19 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	3人	5人	5人
1歳児	10人	10人	10人
2歳児	12人	12人	12人
3歳児	19人	19人	19人
4歳児	19人	19人	19人
5歳児	16人	17人	20人
合計	79人	82人	85人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和4年度実施	ホームページで公開
自己評価の実施状況	実施	非公開

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

22 当所における警報発令、地震発生時等の対応について

<p>暴風警報等発令時</p>	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前までに発表された場合、原則として休所します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が 10 時を超えた場合、給食の提供はできません) ・保育開始後に発表された場合、発令された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<p>・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。</p> <p>・高潮に関する大阪府市からの早めに避難の呼びかけがあった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前までに発令された場合、避難区域に所在する保育所は休所します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が 10 時を超えた場合、給食の提供はできません) ・保育開始後に発令された場合、発令された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<p>地震発生時</p>	<p>大阪市内 24 区のうちのいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前までに発生した場合、原則として休所します。(ただし、安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が 10 時を超えた場合、給食の提供はできません) ・保育開始後に発生した場合、発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合、翌日は休所します。
<p>津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令</p>	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育所では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前までに発令された場合、原則として休所します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が 10 時を超えた場合、給食の提供はできませ

	<p>ん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所開始後に発令された場合、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 <p>【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p>
JR 大阪環状線及び Osaka Metro 全線が 運休（計画運休を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前に発表された場合 災害などを起因として運休となった場合や始発から計画運休が予定されている場合は、原則として休所します。 ・保育開始後に発表された場合 保育を継続します。ただし、計画運休が予定されている場合は、お迎えをお願いします。
建物等に甚大な被害 が発生し、安全な保育 ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前に発生した場合 原則として休所します。 ・保育開始後に発生した場合 発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。

23 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当所への自動車での通所は原則認められません。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3～5歳児の主食提供に係る実費負担	月額 1,100 円
副食費	3～5歳児の副食提供に係る実費負担	月額 4,800 円
帽子	個人持ちの物品に係る実費負担	入所時 1,000 円
遠足代	所外保育に係る実費負担	随時 500 円程度
アルバム代	5歳児	4,000 円
作品袋	3・4・5歳児	100 円
誕生写真	0～5歳児 誕生カード	40 円
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険	年額 210 円

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定児童の利用分

	所得区分		1時間まで
月額制	市民税課税世帯		2,900円/月
	市民税 非課税世帯	その他世帯	1,000円/月
		ひとり親世帯等	0円/月
	生活保護世帯		
日額制	-		300円/日

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯と在宅障がい児(者)世帯

(2) 保育短時間認定児童の利用分

	1時間まで	2時間まで	2時間超
日額制	300円/日	600円/日	700円/日

なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（8時まで）と、保育短時間の開始後（16時以降）の時間を通算して計算します。

※当所は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を発行します。

当所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：大阪市立 佃保育所

説明者職名：所長 永谷 孝代

私は、本書面に基づいて 大阪市立 佃保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名（自署）：

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、修了に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転所する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

大阪市立 佃保育所長 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名（自署）：

児童から見た続柄：